

各位



SUDACHI少額短期保険株式会社

**シブヤコーポレーションの移動販売車事業会員様の福利厚生として、
「第三者による保険料支払特約」を付加した〈働くあなたの所得保障保険〉の提供開始について**

SUDACHI少額短期保険株式会社（本社：東京都調布市、代表取締役：佐伯 和則、以下SUDACHI少額短期保険）は、2022年8月22日より「第三者による保険料支払特約」の取り扱いを開始しています。この度株式会社シブヤコーポレーション（本社：石川県金沢市、代表取締役：澁谷 武彦、以下シブヤコーポレーション）が、2022年9月1日より「働くあなたの所得保障保険」の「第三者による保険料支払特約」を自社会員様向けの福利厚生の充実に活用することになりました。



〈働くあなたの所得保障保険〉

より多くのお客様ニーズに応えるべく、フリーランス*や自営業など、多様なワークスタイルで働く方々に向けた就労所得保障保険で、業務時間中を問わず、病気やケガを原因として継続7日間以上の入院をした際に就労困難一時金をお支払いします。さらに、就労困難状態が継続した場合、その入院開始日から30日ごとに最大3ヵ月間、就労所得保障給付金をお支払いします。

働くあなたの所得保障保険：<https://www.sudachi.co.jp/products/hataraku/>

■「第三者による保険料支払特約」の活用方法について

シブヤコーポレーションの会員様が、〈働くあなたの所得保障保険〉に「第三者による保険料支払特約」を付加し、同社を保険料負担者として申し込むことで、同社が保険料負担者となります。これにより、あらかじめ設定された保険料負担期間中、会員様の保険料負担が0円となるため、「第三者による保険料支払特約」を会員様の福利厚生にお役立ていただくことができます。

〈SUDACHI少額短期保険株式会社〉

アフラック生命保険株式会社の100%子会社として、多様化・パーソナライズ化するお客さまニーズや市場動向の変化に合わせて先進的な保険商品を機動的に開発し、新たな価値を提供することを目指して、2021年1月より少額短期保険事業を開始いたしました。

会社名 SUDACHI少額短期保険株式会社
 代表者 代表取締役 佐伯 和則
 設立 2020年4月
 資本金 29,500万円
 企業URL <https://www.sudachi.co.jp/>

〈株式会社シブヤコーポレーション〉

車両仕入から車輛製作、構造変更登録、保健所申請までワンストップで行えるカーディーラーだから、また実際に移動販売を行っていたこそ提供できる価値があることを実感して、移動販売車製作事業を開始しました。（これから移動販売ビジネスを立ち上げたい方、車輛の改装や代替を検討されている方、F C本部やこれからF C展開をしていきたい方など法人、個人問わずお気軽にご相談ください）

会社名 株式会社シブヤコーポレーション
 代表者 代表取締役 澁谷 武彦
 設立 1985年4月
 資本金 3,000万円
 企業URL <http://ido-hanbaisya.com/>

以上